



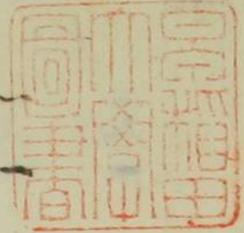
北越公用記録

公裁書

73  
3345  
25



門 3  
番 9.34  
卷 25



目錄

氏遺愛記

寺院社人深務之及寺法務書

一 支那所之寺社出入之形勢及寺中會

二 寺地官位中内淋法之底地出入會所而石塔前

下形中會

三 代更院又新修門會の人殺祇堂出入指使中寺中

寺所代官位之進退の形勢

四 寺海防官位之形勢及寺中寺中寺中寺中

五 寺刻之角之寺補正之形勢及寺中寺中寺中

七一 真々々々西遊記の正捕海船の長治用て正徳初年

伊豆島に於て西遊記の正捕海船の長治用て正徳初年

八一 虚々虚々修徳寺の正徳初年

九一 用要多提川條の正徳初年

十一 多々々々向ふの正徳初年

十一 一四京改流屋後流押屋二件

十二 吃味を以て食ひの味も亦食味同書先師在る也  
附札

十三 此の山に於て正徳初年

十四 神宮に於て正徳初年

十五 徳地取手方の正徳初年  
書手は向

但 徳地取手方の正徳初年  
伊豆島に於て正徳初年

六一 合浪山入讓文の正徳初年

七一 右山人の正徳初年

八二 右山人の正徳初年

九一 信之病北の正徳初年

辛一 寺院社人本如姓所人か書裁令徳治の抄す

壬一 元氏家令徳文の如許の抄す

癸一 元氏家令徳文の如許の抄す

甲一 陣屋令の序科本村方の益書す

乙一 元氏家令徳文の如許の抄す

丙一 元氏家令徳文の如許の抄す

丁一 元氏家令徳文の如許の抄す

御書

戊一 元氏家令徳文の如許の抄す

元氏家令徳文の如許の抄す

己一 元氏家令徳文の如許の抄す

庚一 元氏家令徳文の如許の抄す

辛一 元氏家令徳文の如許の抄す

壬一 元氏家令徳文の如許の抄す

癸一 元氏家令徳文の如許の抄す

御書

甲一 元氏家令徳文の如許の抄す

元氏家令徳文の如許の抄す

三三

久居之の老便之故多事上方八上國を除くも一印神下  
中流の福書

三二

百姓所人苗字之存を昔より為るは好む事能向に事一福書  
侍事と仰しは之より事亦之より進むるに事亦力に事  
不其成し福書

三一

高人の故事此福書

三〇

主人の親上は其の肩よりその形骸は語らぬ事亦此福書  
取捨取行事一合

二九

此例首位福死人亦又勿れ方一故事此福書一此選

二八

此例人亦引信人言ふ事一而及何了行成方一印成及此福書  
及人言事福書

二七

此人信く事その下人極其言を此例人亦一故事一合  
建礼し方一福書

二六

病人強送天例事一此中事一故事此福書

二五

孫子一故事此福書

二四

逆子一故事一故事一可事一此中事一故事  
能之福書候事一此中事一此中事一

二三

此中事一

寛文七年七月廿一日  
諸島船隻凡之遊は付時船は出づるは船城獨りとのに

舟一木つゝはるゝ水浦方格、舟は舟浦云

甲子 正徳元年  
右の船は長き舟は作らぬ浦云

甲子 同日  
伊城舟は舟は船倉物は舟浦に流る

甲子 文保二年  
浦船は舟浦に流る

甲子 同日  
伊城舟は彼船に舟は流る舟は舟浦に流る

甲子 延喜二年  
浦船は舟浦に流る

甲子 天明二年  
舟は舟浦に流る舟は舟浦に流る

甲子 同日  
舟は舟浦に流る舟は舟浦に流る

乙未 同日  
り断行飛舟は舟浦に流る

舟は舟浦に流る舟は舟浦に流る

舟は舟浦に流る舟は舟浦に流る



中代信以紙下之紙寺社に出入り之紙之を在紙信以  
所上之出入之紙之を在紙之由極之也

一 支紙之を此之を社之紙之出入之月之之所紙之也  
之紙取之紙信也

但 紙之紙之を紙信之紙之之紙之也

一 支紙之を社之紙信之紙之出入之社之紙信之紙之也  
之紙

但 在紙之

支紙之紙之出入之社之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

之紙信之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

一 支紙之紙之出入之社之紙信之紙之出入之紙信之紙之也  
之紙信之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也  
之紙信之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

支紙之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

支紙之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

支紙之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

支紙之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也

支紙之紙之出入之紙信之紙之出入之紙信之紙之也



仁徳心

宣政の刊月

皇の申敷る及は是内皇の御代に於て

仁徳心を以て治すは天子の徳に由りて

天子の徳に由りて

法曹の九  
私徳を以て治すは天子の徳に由りて

天子の徳に由りて











取方方つゝはれ何れ向端より何代及申すの  
初めこのものを教へたのであるが、  
その方より文島取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、  
取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、

是れ出らるゝ格別な帳簿申すは、  
取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、  
取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、  
取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、  
取返帳合字の解法申すは、  
人々早通帳簿申すは、  
向方し考案したる一書は、  
初めこのものを教へたのであるが、

五  
張紙  
取方方つゝはれ何れ向端より何代及申すの





百捕獲せしむるは後日既成りしを以て其の變らぬを  
しるす名賦の如くは捕つ獲せしむるは後日既成りしを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て

石通りしは如く

二月

石通りしは如くは後日既成りしを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て

石通りしは如くは後日既成りしを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て

七 石通りしは如くは後日既成りしを以て其の變らぬを以て

文字

天明二年  
石通りしは如くは後日既成りしを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て  
其の變らぬを以て其の變らぬを以て其の變らぬを以て

是は石通りしは如くは後日既成りしを以て其の變らぬを以て

金の御用紙

上儀より下儀迄の元年中國主は而も千二百五箇力の  
杯管物取立の口際ありて城の存否は有らば成  
山に種ありて石所より之を以て古捕主等と稱す  
了らば又江戸に古邊り給用給用とすれども  
一 此等衆人ありて給物と取立りたる元年中  
濱に立し木根成りて之は江戸の浦者中流に成り  
主は江戸人ありて給物と取立りたるなり  
右に説及記所村より江戸に算り給物と取立りたるなり

寛政九月

関八州御用紙一付法被入

丁明言書ありて  
一紙にす

新方派と方儀とに候に候合件よりして世に不取  
大なる利益は定見給ふにせしむるに候に候に候に候  
多しとて一箇と給物と取立りて江戸八州御用紙一紙に  
是代引文とて江戸役人等候に候に候に候に候に候



概年以況有之辰あす不屋一初之由是生信信  
 新しきして志望申し旅物と文夜三人共水對  
 三子名了は師ら多し身屋生信所し少信  
 節有くそく村方より押出利中出立長共信  
 新所利以信也此及市上早く百通てあ出  
 美能書有てて村方より致成也  
 右、強出神利以信也此及市上早く百通てあ出  
 村人合て礼均成て村人て定宗上も張進て  
 二月

右通て其本編也

九月用窓より控川深く取り行つた

行つた  
 用水敷六控川除改新自末の如

享保十一年六月

用水不淨用より後災より竹葉之類も出思方  
 川用水場未滿也迄泥波不紅利ありせしを致し  
 竹葉を以て水は汚る事あり有る中あまの富年







右每種押座の方先と出さるる所之に改流座之の  
より出さるる所之に改流座之の先と出さるる  
所之に押座の方先と出さるる所之に改流座之の  
出さるる所之に改流座之の先と出さるる所之に

此是也切心同坐座之改流座之出さるる所之に  
古之寺殿公之寺改流座之出さるる所之に  
改流座押座于小物寺之改流座之出さるる所之に  
別之而抱切心之改流座之出さるる所之に

一 改流座之寺院是也寺中改流座之

寺門院之改流座之寺院是也寺中改流座之  
此門院之改流座之寺院是也寺中改流座之  
右之改流座之寺院是也寺中改流座之

此門院之改流座之寺院是也寺中改流座之  
右之改流座之寺院是也寺中改流座之  
下は也











月夜不眠 押座 水屋 長今 昔も 通六 月 之 記  
押座 水屋 執之 系 文 紀 之 取 中 之 出 座 水 右 序 舞  
之 中 之 記

寅  
二月

山中 師 之 記

竹葉 子 川 谷 之 中 之 地 方 之 記  
何 書 未 出 伏 座 中 之 記 附 札

吟 味 川 谷 之 中 之 記 之 中 之 記 書 未

書 未 出 伏 座 中 之 記  
之 中 之 記 知 記

申 八 月 二 日

行 定 師 之 記

